

T A X I 乗得キャンペーン利用規約

第1条（適用範囲）

本規約は、T A X I 乗得キャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）の発行するプレミアムタクシー乗車券（以下「乗車券」という。）に関する取扱いについて定めるものです。お客様は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいた上で、本乗車券を購入し、ご利用いただくものとします。

第2条（本乗車券の有効期間）

本乗車券の有効期間は、令和4年3月31日までとし、有効期間を過ぎた本乗車券の利用は一切認められません。

第3条（本乗車券の利用方法）

1. お客様は、広島市内を運行するタクシーに乗車した際、当該タクシーの乗車運賃の決済のため、本乗車券を当該タクシーの運転手に交付して利用することができます。
2. 本乗車券は、1乗車につき複数枚使用できます。
3. 本乗車券を当該タクシーの運転手に交付された場合には、当該乗車運賃のお支払いがあったものとみなされますが、本乗車券の券面額の合計が乗車運賃の金額に満たない場合には、乗車運賃の決済は完了いたしませんので、その余について別途お支払いいただくこととなります。
なお、交付された本乗車券の券面額の合計が、当該乗車運賃の金額を超えた場合は、その差額を釣り銭として交付いたしません。
4. お客様と乗車された運行会社との取引において、本乗車券をご利用された後、万一、クレームその他の問題が生じた場合には、お客様と当該運行会社との間で解決していただくものとします。
5. 本乗車券が盗難、紛失、滅失または汚損及び偽造もしくは変造された等に対して、実行委員会は責任を負いません。

第4条（本乗車券の払戻し等）

本乗車券の交換、売買、現金との交換、金融機関への預け入れ、電子マネー等のチャージにはご利用できません。

また、換金払戻はいたしません。

第5条（本乗車券のご利用停止）

当実行委員会は、次のいずれかに該当するときは、本乗車券の利用を停止し、または本乗車券を失効させることができるものとします。

- (1) お客様が不正な方法により本乗車券を取得し、または不正な方法で

- 取得された本乗車券であることを知ってご利用される場合
- (2) 本乗車券が偽造または変造されたものである場合
 - (3) お客様が本規約に違反した場合
 - (4) 前各号に掲げるほか、当実行委員会が本乗車券のご利用の停止を必要とする相当の事由があると判断した場合

第6条（本規約の変更または廃止等）

1. 本規約は、経済情勢の変化、法令の改廃その他当実行委員会の都合により、変更または廃止することがあります。また、かかる変更または廃止のために、本乗車券の全部または一部の利用を停止することがあります。
2. 本規約を変更または廃止したときは、当実行委員会のホームページ等において告知します。

第7条（管轄）

本規約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

付 則：

この規約は、2021年10月29日から施行します。

【本乗車券に関するお客様ご相談窓口】

TAXI 乗得キャンペーン実行委員会

（一般社団法人 広島県タクシー協会内）

広島県広島市西区観音新町1丁目7番71号

082-233-9155（連絡先）